

職務内容・職員数

各専門職種の職務内容と職員数

職種	施設基準	当施設	業務内容
管理者（院長）	1 名以上	西病院 兼務	従業員の管理及び業務の実施状況の把握その他の事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される介護医療院の事業実施に関し、順守すべき事項について指揮命令を行う。
医師	1 名以上	1 名	入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行うとともに、医療院の衛生管理等の指導を行う。
看護職員	8 名以上	8 名以上	入所者の管理及び医師の指示による診療補助業務、医療院の衛生管理等を行う。
介護職員	10 名以上	10 名以上	入所者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う。
理学療法士	1 名以上	1 名	医師等と共同してリハビリテーション実施計画を作成するとともに、当該計画に従いリハビリテーションを行う。
作業療法士	1 名以上	1 名	
言語聴覚士	1 名以上	1 名	
薬剤師	1 名以上	1 名	医師の指示に基づき調剤を行い、薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う。
管理栄養士	1 名以上	1 名	入所者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、食品衛生法に定める衛生管理を行う。
放射線技師	1 名以上	1 名	医師の指示に基づき放射線検査を行う。
臨床検査技師	1 名以上	1 名	医師の指示に基づき検体検査や生理学的検査を行う。
介護支援専門員	1 名以上	1 名	入所者の介護医療院サービス計画の原案を立てるとともに、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
支援相談員	1 名以上	1 名	入所者及びその家族からの相談に応じるとともに、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
事務員	若干名	若干名	介護報酬に関する事務など必要な事務を行う。